

## 高砂市単位自治会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市単位自治会（以下「単位自治会」という。）が実施する事業に対し、経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「単位自治会」とは、高砂市連合自治会会則（昭和50年4月1日施行）第2条に規定する各単位自治会長を代表者とする団体をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、単位自治会が、その目的達成のために行う事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の規定を準用する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表

## 単位自治会補助金交付申請金額一覧表

世帯数の区分 (世帯)	交付金額 (円)
50以下	2,700
51 ~ 100	5,400
101 ~ 150	8,100
151 ~ 200	10,800
201 ~ 250	13,500
251 ~ 300	16,200
301 ~ 350	18,900
351 ~ 400	21,600
401 ~ 450	24,300
451 ~ 500	27,000
501 ~ 550	29,700
551 ~ 600	32,400
601 ~ 650	35,100
651 ~ 700	37,800
701 ~ 750	40,500
751 ~ 800	43,200
801 ~ 850	45,900
851 ~ 900	48,600
901 ~ 950	51,300
951 ~ 1,000	54,000
1,001 ~ 1,050	56,700
1,051 ~ 1,100	59,400
1,101 ~ 1,150	62,100
1,151 ~ 1,200	64,800
1,201 ~ 1,250	67,500
1,251 ~ 1,300	70,200
1,301 ~ 1,350	72,900
1,351 ~ 1,400	75,600
1,401 ~ 1,450	78,300
1,451 ~ 1,500	81,000
1,501 ~ 1,550	83,700
1,551 ~ 1,600	86,400
1,601 ~ 1,650	89,100
1,651 ~ 1,700	91,800
1,701 ~ 1,750	94,500
1,751 ~ 1,800	97,200
1,801 ~ 1,850	99,900
1,851 ~ 1,900	102,600
1,901 ~ 1,950	105,300
1,951 ~ 2,000	108,000
2,001 ~ 2,050	110,700
2,051 ~ 2,100	113,400
2,101 ~ 2,150	116,100
2,151 ~ 2,200	118,800
2,201 ~ 2,250	121,500
2,251 ~ 2,300	124,200
2,301 ~ 2,350	126,900
2,351 ~ 2,400	129,600
2,401 ~ 2,450	132,300
2,451 ~ 2,500	135,000
2,501 ~ 2,550	137,700
2,551 ~ 2,600	140,400
2,601 ~ 2,650	143,100
2,651 ~ 2,700	145,800
2,701 ~ 2,750	148,500
2,751 ~ 2,800	151,200
2,801 ~ 2,850	153,900
2,851 ~ 2,900	156,600
2,901 ~ 2,950	159,300
2,951 ~ 3,000	162,000

## 備考

- 1 交付金額は、世帯数の区分の最大世帯数に54円を乗じた額とする。
- 2 3,000世帯を超える場合の交付金額についても、50世帯ごとに区分し、備考1に定めるところにより算出するものとする。